

## 「関西電力をかたる電力自由化による 契約先変更の勧誘にご注意ください！」

### 【相談事例】

自宅に人が来て、「電気のメーターが変わります。」「電気料金も割安になります。」「ここにサインをしてください。」と言われたので、関西電力の人だと思い、サインをした。あとで書類を見ると別会社と契約することになっていた。

電力の契約先変更だという話は聞いていない。解約したい。(60歳代男性)

よくわからない書類にはサイン  
しないように気を付けましょう！



平成28年4月に行われた電力自由化により、一般家庭でも地域の電力会社である関西電力以外の小売電気事業者と自由に契約することができるようになりました。

事例のように、関西電力による電気メーター交換の確認書だと思わせてサインをさせられたところ、別会社との電力供給の契約になっていたという相談が急増しています。

訪問販売の場合、契約書を受けとった日から8日間はクーリング・オフが可能です。8日間を過ぎていても、問題のある勧誘があったときは、契約の取消しを求めることができます。

しかしながら、トラブルを避けるためには、よくわからない書類にはサインしないことが重要です。

契約トラブルでお困りの場合は一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

## ◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話  
06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188  
(イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活 大阪市内にお住まいの方に限ります。  
相談窓口 毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座  
のご案内

●地域講座のご案内  
06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



メインキャラクター  
エルちゃん